

鳥取県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成24年7月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
272	智頭停車場線	智頭停車場	八頭郡智頭町大字智頭	